

(公表用)

### 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

#### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

#### ②施設・事業所情報

施設名称: みちのくみどり学園	種別: 児童養護施設	
代表者(職名)氏名: 西山秀則(園長)	定員・(利用)人数: 63 (52)名	
所在地: 岩手県盛岡市上田字松屋敷11番地14		
TEL: 019-663-3171	ホームページ: <a href="http://www.aiji.or.jp/">http://www.aiji.or.jp/</a>	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和32年5月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人(岩手愛児会、藤澤昇)		
職員数	常勤職員: 35名 非常勤職員: 13名	
専門職員	(専門職の名称: 名) 園長: 1名、看護師: 1名 家庭支援専門相談員: 2名 個別対応職員: 1名 心理療法士: 1名、里親支援: 1名 児童指導員・保育士: 21名 栄養士: 1名、調理員: 4名 事務員: 1名、技術員: 1名	臨時児童指導員: 1名 臨時保育士(宿直専門): 1名 臨時技術員(宿直専門): 10名 臨時技術員: 1名
	(居室名・定員: 63名 室)	(設備等)
	男子: エルサレム(4) マニラ(4) ニューデリー(4) ペキン(2)	男子食堂(ホール) 相談室 子ども会室・かりんの広場
	小規模グループケア(12)	女子食堂・談話室・男女別宿直室
	女子: ホノルル(4) カイロ(4)	静養室(ソウル、シンガポール)
	メルボルン(4)	園長室・職員室・男女別浴室
	男女混合(幼児室): ワシントン(5)、ロサンゼルス(4)	男女別シャワー室 男女別トイレ
	地域小規模児童養護施設(18)	心鐘伝承館・桜の杜ハウス 面談室(心理治療室) あそびの家(心理治療兼家庭生活体験)

#### ③理念・基本方針

社会福祉法人岩手愛児会は、「子どもこそ原点」の思想のもと、どんな時代にも役職員一体となり、子どもの権利と意向を尊重し、その健全な心身育成のために「先駆的・開拓的・受容的」な姿勢を貫き、子どもやその家族に対して「福祉と医療と教育」の三位一体の連携による最善の療育と養育を提供します。

基本方針

- 【1】真に子ども達のための施設（学校・病院）づくりをめざします。
- 【2】すべての子ども達が心身共に健やかに育ち、社会で自立できるような施設づくりをめざします。
- 【3】社会と密接につながりながら、社会の中で開かれた施設づくりをめざします。
- 【4】職員が子ども達のために働きがいのある施設づくりをめざします。

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

<法人の基本理念にも掲げている「福祉と医療と教育」の三位一体の連携>

当園は、1998年（平成10年）に医療系の児童養護施設に移行した。法人で経営している医療施設もりおかこども病院の機能を生かし、医療的な関わりが必要な児童を積極的に受け入れている。また、近年増加している発達障害を抱える児童や、被虐待により愛着に課題を抱える児童への対応では、ことりさわ学園と心理治療の相談ができる体制をとっている。

教育に関して、隣接する盛岡青松支援学校と毎月開催している学校センター連絡会をはじめとして、進路指導連絡会・保健指導連絡会なども定期開催し、病弱児や発達障害児・被虐待児への細やかな支援体制を実施できている。また、地域の小・中学校に通学する児童についても特別学級と連携した対応や、その他の特別支援学校高等部との連絡会議や、個別の状況に応じた支援会議・地域の小中学校との連絡会議・個別の支援会議を開催し具体的な支援対応を連携している。

<地域社会とのつながり>

社会的養護が必要な児童に対して、地域の連携を重視し地域小規模児童養護施設3か所を開設し、地域の中で児童の自立のための支援を実施している。さらに、盛岡広域圏と「子育て支援事業」を提携しショートステイ等の受入れを積極的に行っている。また、「子どものふつうを考える福祉・教育・医療の会」の事務局を担っている。そして、「地域養護活動」として、虚弱児施設時代からの45年継続している洋野町（種市転住）や、「NPO法人輝けいのちネットワーク」と沢内ホームステイ事業の連携、室根太鼓合宿・松園地域の柔道教室、夏祭りなどの活動を継続し、様々な体験や地域の皆様の関わりを通して子どもたちへの生きる力の醸成につなげている。

<家庭的養育への取り組み>

「岩手県家庭的養護推進計画」に沿って、段階的に集団生活から家庭に近い養育環境へ移行している。敷地内には2か所の小規模グループケア、地域には3か所の地域小規模児童養護を開設し地域分散化を進めている。そして2020年4月の開所を目指して本体施設には、地域交流ホーム、病児保育所、子育て支援事業、一時保護委託施設（小規模ケア）の機能を備え、入所児童の生活環境として、家庭に近い養育環境の小規模グループケア4か所を敷地内に移転改築を進めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年7月11日（契約日）～ 平成31年2月19日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	5回目（平成27年度）

## ⑥総評

### ◇ 特に評価の高い点

#### 子どもを尊重した基本姿勢と施設内での共通理解による取組

子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。

子どもを尊重する基本姿勢が法人の基本理念・基本方針、職員の基本姿勢、中・長期計画、基本方針、子どもたちに向けた生活のしおりなど随所に明示されている。

職員研修は、研修委員会を中心にテーマ別研修及び全体研修など年間の研修計画が策定され、年数回子どもを尊重する姿勢を確認するプログラムが組まれている。

また、「児童福祉施設における生活支援と心理的ケアのガイドラインチェックリスト」を活用した確認作業を毎年実施しており、定期的な状況把握がなされている。

さらには、経験豊かな先輩職員が新人職員へのスーパーバイズする仕組みが構築されており、その関係性の中でも尊重姿勢の重要性を説いている状況が確認できる。

### ◇ 改善が求められる点

#### 地域（自治会等）と連携した防災対策の強化

地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。

岩手愛児会消防計画に基づき、防災対策委員会が設置され法人全体での災害予防及び人命安全、災害防止に努めている。

また、施設としても防災安全委員会が組織され、みちのくみどり学園災害対策マニュアル（平成30年5月作成）、地域小規模児童養護施設・小規模グループケア消防計画（平成30年5月作成）に基づき体制整備を図っている。

しかし、上記マニュアルは、今年度5月に作成されたばかりであり、職員への周知及びマニュアルの内容検証などについて継続した検討が期待されるとともに、災害時の際の養育・支援を継続するために必要な対策や子ども及び職員の安否確認の方法などについて検討が必要と認められる。

さらには、法人内の関係施設との連携は当然のことであるが、地域住民（自治会等）と連携した防災計画及び協力体制の整備が望まれる。

## ⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

法人の創設からの基本理念「子どもこそ原点」を前掲に、児童養護施設みちのく・みどり学園の中長期経営計画を作成し、単年度の基本方針や養育・支援について明示し、職員への周知に努めている。そして、2020年4月の新園舎開設に向けて、施設の小規模化、高機能化、多機能化に向けた養育基盤の体制整備と、移転改築工事を計画的に進めていきたい。

さらに、当園が積み重ねてきた養護実践に基づき、地域擁護活動を継続していくとともに、専門性を活かしたショートステイ、一時保護、相談事業等、社会の負託に応え、社会的養育の「最初の受け皿」の気概を持って、関係機関との連携を強化していきたい。

今回の第三者評価報告を真摯に受け止め、改善点の検証に取組み、施設運営の向上を図りたい。具体的には、入所児童の安心・安全を基盤に、治療的な養育を実践していくために、人材の確保・育成・定着に努め、更なる職員の資質向上と、そのための人員増が必要であると考えている。

そして、地域と協働した防災計画や体制の整備、他機関と連携した退園児のアフターケア等を盛り込んだ「みどり学園養護要領」を充実させるとともに、全職員が一丸となって家庭的な養育

環境の構築を基盤に、地域の子育て支援の拠点となる施設運営を目指していきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【みちのくみどり学園】

### 評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。</p> <p>「子どもこそ原点」を法人の基本理念とし、基本方針に真に子ども達のための施設(学園・病院)づくりや、社会に開かれ、すべての子ども達が心身共に健やかに育ち社会で自立できるような施設づくりを目指すことなどが掲げられている。施設の基本方針には家庭的養護の推進、子どもの権利擁護・最善の利益の保障、安心・安全な施設づくりなどが明記されている。法人の基本理念、基本方針はHPや施設内掲示、パンフレットなど複数媒体により周知されている。これらの内容を園長が年度初めに子ども達に直接伝え、法人全体の保護者会で保護者にも説明されている(不参加の保護者には資料送付)。職員には、年2回、園長から基本理念、基本方針、施設運営の基本方針を伝え、また、地域の地区自治協議会に対する説明会開催により法人理念を踏まえた取組が説明されている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>法人の中・長期計画が、職員の参画のもとでSWOT分析の手法を用いて策定され、平成28年度から平成31年度までの収支計画の概要も示されている。平成30年4月に施設の中・長期計画(案)が策定され、施設の移転改築や児童家庭支援センター整備構想など、新たな取組みが盛り込まれており、「新しい社会的養育ビジョン」など新たな動向を踏まえた諸課題への積極的な対応が図られている。ただし、施設入所児数の動向や養育・支援が複雑化・困難化している状況等、施設運営に関わる基本的データの収集・分析に不十分な面が見られるので、各年度の事業報告の作成方法を再検討するなど、複数年にわたる経年的なデータの把握、評価・分析、活用の取組をさらに進めてほしい。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>施設の老朽化や県の家庭的養護推進計画を踏まえ、施設移転改築計画を策定し、再来年4月の開所を目指した施設移転、新築の取組が進められている。移転新築建設委員会を中心に法人、施設が一体となって、現場の意見を集約しながら準備が進められているが、移転新築後のより個別化、分散化された暮らしに対応した養育・支援の標準化や職員配置のあり方など、重要課題について引き続き検討を重ねていくことが求められる。これらの検討に際しては、今後の施設養護のニーズ動向や地域の潜在ニーズ等の把握・分析にも十分留意し、地域に開かれた、より質の高い養育・支援の提供が可能となるよう一層の取組を期待したい。</p>		

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。          平成28年に法人の中・長期計画が策定され、SWOT分析により取組課題が抽出され、各課題について5か年にわたる年次計画が作成されている。また、今後の4か年にわたる収支計画の概要も示されている。さらに、平成30年4月に施設の中・長期運営計画(案)が策定され、施設の移転改築等の新たな課題への取組が示されている。ただし、施設の中・長期運営計画(案)では、年次計画(案)として来年度までの2か年分の取組内容が示されるにとどまっている。国や県の動向等を見据えつつ必要な見直しを行うこととされているが、その際には、計画の進捗状況を定期的に把握し、効果的な見直しにつなげられるよう、数値目標の導入や課題達成までのプロセスの明確化など、さらなる工夫が望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。          毎年度、法人の事業運営方針とともに「みどり学園運営方針」として施設の単年度事業計画が策定されている。ただし、数値目標や成果指標の導入は十分に行われておらず、実施状況の評価を適切にかたちで行えるかたちとはなっていない。事業報告自体が前年度の1年分の実績の記載が中心であり、今後、経年的な視点でのデータの把握・収集、分析に基づく効果的な事業見直しと新規展開につなげていく仕組みを工夫してほしい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。          職員の参画のもとで、平成28年に法人の中・長期計画、H30年4月に施設の中・長期運営計画がそれぞれ策定され、それらを踏まえて単年度の事業計画が策定・実施されている。職員に対しては、毎月の施設内の会議で事業計画の内容や実施状況が報告されるとともに、各担当部門別に年間の事業実施結果について一定の評価が行われ、次年度の計画に活かされている。ただし、業務実績の数量的把握や評価・分析・活用は不十分であり、今後、データの収集・活用方法について工夫・検討し、業務改善や新規の事業展開にデータを積極的に活用する取組を広げてほしい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。          施設運営方針や年間行事予定等について、子ども達には年度初めのオリエンテーションの際に、保護者には保護者会で説明し、不参加の保護者に資料を送付している。子ども達に対しては、一斉説明の他に、個々の年齢や理解力に応じた個別の説明や、よりわかりやすい資料づくりの工夫など、さらなる取組の充実が望まれる。また、保護者会不参加の保護者に対しても、資料送付に止まらず、来園時や職員の家庭訪問の際に運営方針等を個別に説明し、理解を深めてもらうよう努めてほしい。</p>		

### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>評価者コメント8</p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。          福祉サービスの自己評価、第三者評価受審、自立支援計画策定要領に基づく自立支援計画の作成及び評価・見直し、外部専門家(大学教授)による定期的スーパーバイズの実施などにより、日々の業務の進め方、養育・支援のあり方について組織的に検討され、必要な見直しや改善の取組が行われている。施設の移転新築に向けて、法人・施設一体となった組織的な取組が重ねられている。移転新築後の小規模ケア体制の下で、更に質の高い養育・支援が実現され、地域の子育て支援ニーズへの積極的な対応が図られることを今後とも期待したい。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	<b>b</b>
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。</p> <p>第三者評価及び自己評価結果を踏まえ、個別課題の改善に取り組んでいるが、計画的、組織的な展開が不十分な面が見られる。前年度の職員グループによる自己評価結果を踏まえ、養育・支援の質の向上に向けた「養護要領」の作成の取組が開始され、本年度も継続されている。こうした手法を活かしつつ、取組み課題の選択（優先順位付け）、課題達成の時期、取組の進め方や評価方法等を吟味・検討し、明確にしなが、職員の参画のもとで、より計画的、組織的に改善の取組を進めることが望まれる。</p>		

## 評価対象II 組織の運営管理

<b>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</b>		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	<b>a</b>
<p>評価者コメント10</p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>園長は、年2回、職員に対して法人の基本理念、基本方針、施設運営方針等を伝えているほか、学園だよりに園長所感を掲載し、移転新築計画や今後の施設運営のあり方等について自らの考えを表明している。施設内の職員会議や個別ケース会議等においても、職員の意見・提言を受止めつつ、園長としての考えを伝えているほか、全国会議等で把握した新たな動向等について職員に理解を促している。全職員との個別面談を行うほか、毎週、地域小規模児童養護施設を訪問し、宿直専門員（臨時）と話し合いを行うなど、職員一人ひとりとのきめ細かな意思疎通を図り、園長としての指導力を発揮している。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<b>a</b>
<p>評価者コメント11</p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的に取組を行っている。</p> <p>国、県レベルの施設長を対象とした会議・研修等に積極的に参加し、その結果について全職員に口頭及び文書により周知している。被措置児童の権利擁護（虐待防止）に関する研修を実施し、法人の理念や児童の権利擁護、全国児童養護施設協議会の倫理綱領等について研鑽を深めている。職員個々が人権擁護、人権侵害の防止のためのチェックリストによる点検を行うほか、児童間の暴力やいじめを防ぐ取組を「CAPいわて」と連携して行っている。パワハラメント等の防止に留意するとともに、警察署の指導のもとでドライブシュミレーターを活用した交通安全研修を実施し、交通安全意識の向上を図るなど、法令等の遵守に向けた積極的な対応が図られている。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	<b>a</b>
<p>評価者コメント12</p> <p>園長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は定例の会議、ケース検討会への参加や地域小規模児童養護施設の訪問（毎週）などを通じて、職員との十分な意思疎通のもとで必要な指導・助言を行い、養育・支援の質の向上に努めている。職員の提出レポート（業務提言や将来的希望等を記載）を踏まえ、年2回の個別面談の機会を設けており、職員の意見等を受け止め、その取組をサポートしている。施設の研修委員会を中心とした取組を継続させ、年間計画に基づく体系的な研修を具体化するなど、職員の資質向上に積極的に取り組んでいる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	<b>b</b>
<p>評価者コメント13</p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>職員参画による各種委員会を設置し、業務改善の取組を積み重ねており、新たにパソコンを活用した児童支援記録システムを導入し、職員間の情報共有や円滑な記録作成等により業務の実効性高めている。職員個々の業務負担が増大し、職員配置の改善が大きな課題となる中で、今後に予定される施設の移転新築後の小規模ケア体制のもとでの養育・支援のあり方や職員配置、そのための人材確保などが重要な課題となっており、これらの課題への対応を着実に進めてほしい。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>本年4月に取りまとめられた施設中・長期計画(案)の「人材確保の基本方針」では、職員採用は4対1の配置基準を基本に退職や育児休暇の補充が原則とされており、中・長期的な人材確保の計画は明確にされていない。基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職への登用見通し、社会福祉士等の有資格職員の確保、常勤と非常勤の比率等について、今後の見通しを明らかにするとともに、移転新築等の新たな事業運営の展開を見据えた人材確保に係る具体的な計画の策定が求められる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>法人規程に職員採用や職制、昇格基準等が定められ、園長による個別面談により職員の意向や将来希望等を把握しながら、職員配置や専門職への登用等の人事管理が進められている。施設中・長期計画(案)には職員のあるべき姿を呈示した「みどり学園職員の基本姿勢」や職階に応じた期待される業務水準が明記されているが、「期待される職員像」として職員に訴え、意欲を喚起する内容としてはやや不十分な面がみられる。法人の理念、基本方針を踏まえた「期待される職員像」の明確化を図り、それを基軸に据えながら、職員の育成や人材活用、処遇、評価等を総合的に実施するトータル人材マネジメントの仕組みづくりが進展するよう、さらなる取組が望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>法人としてストレスチェックを導入するとともに、園長は、個別面談等により職員の意向把握に努め、時間外労働、有給休暇の取得状況等を随時把握し、適切な労務管理に努めている。職員には連続休暇の取得による心身のリフレッシュを促しているが、養育・支援業務が複雑・困難化、多忙化する中で、職員の心身の負担緩和やワークライフバランス確保のためにはなお課題が残る状況がみられる。業務プロセスの見直しや業務の省力化、効率化の取組を組織全体で積極的に推進し、職員の業務負担の緩和、軽減につなげてほしい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>園長は、年度当初・年度末(期末)の個別面談を通じて職員個々の業務目標の達成状況の確認を行っているが、法人理念や施設運営方針を踏まえた職員個々の目標設定、進捗状況や達成度の確認、振り返り等を行う目標管理の取組はまだ十分に定着していない。施設中・長期計画(案)に示された「みどり学園 職員の基本姿勢」をブラッシュアップするかたちで「期待される職員像」の明確化を図り、組織一体となった取組の一層の進展を図るうえで、目標管理の仕組みの導入、定着が求められる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>施設内の研修委員会を中心に前年度の研修実施状況についての組織的な評価・検討が行われ、その結果は次年度の計画に活かされている。研修は全国児童養護施設協議会の指針を基本とし、階層別及びテーマ・スキル別に体系化され、各々についてOJT、OFF-JTが計画的に実施されている。職員ごとの個別研修計画票に研修領域ごとに自己評価や目標の設定等の記載を求め、職員の研修への参加意識を高めている。今後、「期待される職員像」の明確化の取組と併せて、その趣旨を活かすかたちでの研修の企画立案を行い、研修内容の一層の充実を図ってほしい。</p>		



19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。</p> <p>階層別及びテーマ・スキル別の研修が実施され、職場内研修では職員の参加状況の確認及び記録が行われている。職場外研修では、参加した職員による報告書や伝講により研修成果の共有が図られている。職員ごとに目標設定や振り返り等を行う個別研修計画票が作成されているが、この取組を定着させ、研修成果の評価・分析にも活かしていくことを期待したい。職員個々の研修履歴等を記録した文書が作成されていないので、施設として職員ごとに研修受講歴や資格取得状況を網羅した記録文書をし、職員の中長期的なキャリア形成に役立ててほしい。なお、職場内研修で宿直職員(臨時)の参加が少ない事例がみられたので、不参加の職員への内容伝達を個別に行うなど配慮が望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>実習生受入れマニュアルが整備され、大学や専門学校の実習生、ボランティアを積極的に受入れている。受入れマニュアルは学校側のニーズ等に応じて適宜見直し、受入れ体制の充実が図られている。年度ごとに実習の種類、方法、受入れ日程、指導担当者を明記した「実習指導体系」が作成され、年間を通じて計画的に実習が行われている。実習生受入れマニュアルには事前訪問、オリエンテーション、実習プログラム策定、評価などの一連の取組が明記され、職員の共通理解と協力のもとで実習生等への対応が行われ、職員の側でも自らの養育・支援についての振り返りを行う機会となっている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>法人のホームページに基本理念や基本方針が掲げられ、情報公開の箇所に現況報告書、事業報告書、財務諸表、役員報酬基準等が公表されている。ホームページでは施設別に養育・支援内容等、運営状況が紹介され、施設広報誌が最新のものまで掲載されており、随時、内容が更新されている。ホームページ以外にも、地域の自治会に対する法人現況説明会の開催や施設周辺自治会への施設広報誌の回覧、保護者会での施設運営状況説明等が行われており、情報公開及び運営の透明性の確保に向けた取組が積極的に行われている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>法人として公認会計士・税理士事務所と業務委託契約を締結し、年5回にわたり専門的な事務の点検及び指導等が行われているほか、法人監事による4半期ごとの出納調査が実施されている。公認会計士・税理士事務所による指導事項等は各職員に周知され、具体的な事務改善が実施されるなど、適正で透明性の高い運営の取組がなされている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>近隣地域のほか、県内の遠隔の地域との長年にわたる交流が定着し、地域との絆を深めている。NPOや地域住民との連携によるホームステイや農業体験、太鼓合宿、地元住民を交えての「大収穫祭」の開催、ロータリークラブとの交流会など、地域との多様な交流が積極的に行われ、子ども達の体験拡大や社会性の向上等につながっている。地域小規模児童養護施設(3か所)では、地域の商店での買い物や公共機関の利用、町内会活動への参加等を通じて地域との交流が広がっている。施設の移転新築が予定されており、より小規模化、個別化された暮らしを通じて、地域との交流がなお一層広がることを今後とも期待したい。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>ボランティアおよびアルバイト対応マニュアルが整備され、受け入れ手順等が明確化されており、受入れの際に活動目的や希望の内容、所属等を記載したボランティア登録名簿が作成されている。ボランティア希望者と園長との間で活動に関する確認書が作成され、併せて、全国児童養護設協議会倫理綱領の遵守と個人情報秘密保持について誓約書の提出を得ている。活動終了後には活動内容や感想などを記載したボランティア活動記録が作成され、福祉人材育成の視点からの丁寧な対応がなされている。児童福祉関連の民間活動の運営支援や講師派遣等、施設の専門的人材を活かした地域貢献の取組も行われている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。</p> <p>関係機関・団体・個人連絡先リストが作成され、職員に周知されている。子どもたちに関わる児童相談所や学校、医療機関等と連絡会議やケア会議が適宜開催され、相互の情報交換やケース検討により関係機関等との緊密な連携による養育・支援の取組が進められている。支援ニーズが高いケースを中心に関係機関との連携の下でアフターケアが行われているが、退所者への相談その他の自立のための援助も施設の重要な役割であり、家庭支援専門相談員を中心とした施設のソーシャルワーク機能を高め、市町村要保護児童対策地域協議会等との連携、協働によるアフターケア体制の充実を図っていくことが望まれる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>地域や施設の行事等を通じて地域交流が活発に行われ、「子どものふつうを考える福祉・教育・医療の会」の事務局としてその活動を支援し、関係機関・団体とのネットワークが広がっているが、地域の具体的な福祉ニーズ等の積極的な把握の取組は十分に行われていない。今後、これまでに培ってきた地域や関係機関等とのネットワークを活かし、主任児童委員、児童委員との連携・協働によるニーズ調査や、施設行事の際の子育て支援に関する情報提供・相談コーナーの開設など、具体的な取組を工夫し、地域ニーズの積極的な把握に努めてほしい。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が十分でない。</p> <p>県内の社会福祉法人が連携・協力して暮らしの困りごとを抱えた人を支援する「IWATE・あんしんサポート事業」に参画し、発達障害が懸念される子どもの養育世帯の支援実績がみられる。法人の中・長期計画には、重点課題として「法人防災マニュアルの作成」が掲げられ、地域の防災計画と連動した災害時における地域住民の受け入れ対応(福祉避難所)等の取組が目指されている。今後、これまでに培ってきた地域との深い絆を活かしながら、制度の隙間で十分な支援につながらない生活困窮者等に対する相談援助や、災害時における福祉避難所の提供など、地域住民の安心、安全を支えるための取組を広げてほしい。</p>		

### 評価対象III 適切な養育・支援の実施

#### III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>法人の基本理念・基本方針、職員の基本姿勢、中長期計画基本方針、子どもたちに向けた生活のしおりなど随所に明示されている。職員研修においては、研修委員会を中心にテーマ別研修及び全体研修など年間の研修計画が策定され、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、年数回確認するプログラムが組まれている。また、「児童福祉施設における生活支援と心理的ケアのガイドラインチェックリスト」を活用した確認作業を毎年実施しており、定期的な状況把握がなされている。さらには、経験豊かな先輩職員が新人職員へのスーパーバイズする仕組みが構築されており、その関係性の中でも尊重姿勢の重要性を説いている状況が確認できる。</p>		

29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。</p> <p>入所児童のプライバシー保護マニュアル(平成24年4月策定)が整備され、子どもに向けた「みちのく・みどり学園について」、「安心・安全に生活するためのルール」によりプライバシー保護の取組が進められている。子どもに対しては、プライバシー及び尊重に関係する資料を一人ひとりファイルに綴じて、最低でも年1回説明を行っている。本館施設の老朽化の課題はあるが、地域小規模児童養護施設(3箇所)及び小規模グループケア(2箇所)の関係で、本館施設の一人当たりの生活空間が広がり、以前よりもプライバシー確保が充実している状況が確認できる。また、子ども達からの要望も踏まえ、個人の貴重品や大切な物を鍵付きで保管できる個別ロッカーが整備された。しかし、保護者への周知及びマニュアルの定期的な見直しについては課題が散見され検討が必要と認められる。特にマニュアルは、定期的(年1回)に見直し、見直した日付を確実に記載することが望まれる。</p>		
III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>理念、基本方針、養育・支援に関する内容、施設の特性を紹介した資料がパンフレット、しおりなどが準備がされている。また、施設見学者及び子どもや保護者等へ個別に丁寧な説明を心掛けている状況が確認できる。ただし、施設を紹介する資料は、誰にでもわかりやすい内容とはいえず、見直し、検討が必要と思われる。また、ホームページやパンフレットの更なる有効活用を含めて、情報提供に係る全般的な見直しについて、ホームページ策定委員会など既存の委員会を活用して、定期的に見直すことが望まれる。</p>		
31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもつき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもに対し、「みちのく・みどり学園のしおり」を活用し、説明が行われている。本人が説明を受けることが困難な子どもに対しての支援開始時の説明は、担当職員が中心となってイラストの活用など創意工夫をしながら伝えている。決められた流れで説明は行われているが、組織としてこの項目を基準に適正な運用がされているかなど評価ができる仕組みについての検討を期待したい。</p>		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>各職員は、組織で職員向けに作成した「退所までにすること」を基に、施設を退所する子どもに対し、関係機関と連携しながら生活に支障が出ないように丁寧に相談のり説明を行っている。また、退所する子どもに対して「元気にたのしく～一人暮らしの豆知識～」を手渡ししながら、退所後に問題が生じた場合でも相談のっている状況(アフターケア)も確認できる。しかし、全ての退所する子どもに対して退所後もいつでも気軽に相談できることを文書で伝える必要が認められる。例えば、一人暮らしの豆知識の中に退所後もいつでも相談できる旨記載するなどの工夫も含めて検討いただきたい。</p>		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>子どもの満足向上を目的とした調査は年1回、食事アンケート、利用者アンケートが実施されている。特に食事アンケートについては、嗜好調査結果報告書としてまとめられ、分析まで行われている。各職員は、子ども会や普段の関わりの中から子どもの悩みや要望などを汲み取るよう意識づけが徹底されている状況がうかがえる。しかし、担当者及び各職員個々の対応が中心となっているので、組織として継続的な取組となるよう検討が必要と認められる。例えば、現在行われている調査・アンケート、普段の子どもとの関わりから汲み取った意見要望などを一体的かつ継続的に検討評価できる仕組みなどの検討を期待したい。</p>		

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>苦情解決の体制は、苦情対応規定(平成24年4月施行)及び意見・要望対応システムに基づき整備、運用され仕組みとして確立されている。苦情解決の仕組みの掲示については、本館では確認できるが小規模児童養護施設及び小規模グループケアにおいては、家庭に近い環境整備という考えで掲示はあえてしていない。子どもに対しては、「いわてこどものけんりノート」などを活用して説明されている。ただし、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫という点では、検討する必要があると認められる。</p>		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>子どもに対して、「生活のしおり及びいわてこどもけんりノート」を活用した周知が図られている。また、意見箱(本館のみ設置)、意見・要望システム(平成30年4月作成)が整備され仕組みが確立されている。小規模児童養護施設などにおいては、副園長及び養育部長が宿直勤務を行う際に子どもの状況把握に努めている。ただし、小規模児童養護施設・グループケアを含めて、更に相談及び意見を述べやすい環境について検討することを期待したい。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。</p> <p>意見・要望については、個々の職員の常日頃からの子どもとの関わりと意見・要望対応システムに基づき速やかな対応が図られている。しかし、子どもが相談しやすく意見を述べやすい配慮や、より適切な相談対応に向けた取組については、意見・要望対応マニュアルの定期的な見直しと併せて、今後も検討していくことが望まれる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>危機管理マニュアル(平成24年4月策定)を基に体制が整備されており、ヒヤリハットの取組(平成29年度49件)を取り入れながら事故防止、職員の危機意識向上に努めている。また、担当委員会での検討も毎月実施されており、職員全体でも情報共有も図られている。研修については、研修委員会での年間計画の中で、AEDや感染症などをテーマとしたプログラムが設定されている。ただし、危機管理マニュアルの徹底を目的とした周知及び提出されたヒヤリハット事例の傾向と分析、対策について、今後の検討が必要と認められる。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>保健師の資格を有する副園長の存在と当法人で経営している医療施設のバックアップと衛生委員会との連携により感染症対策の体制が図られている。感染症対策を含むマニュアルの整備及び職員に対する研修も整備、実施されている。また、服薬管理(保健衛生)の体制には、担当看護師の安全管理の視点を育成するために看護職以外の現場職員を入れていることなどは組織としての安全管理の意識の高さがうかがえる。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的にやっている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>若手愛児会消防計画に基づき、防災対策委員会が設置され法人全体での災害予防及び人命安全、災害防止に努めている。また、施設としても防災安全委員会が組織され、みちのくみどり学園災害対策マニュアル(平成30年5月作成)。地域小規模児童養護施設・小規模グループケア消防計画(平成30年5月作成)に基づき体制整備を図っている。しかし、上記マニュアルは、今年度5月に作成されたばかりであり、職員への周知及びマニュアルの内容検証などについて継続した検討が期待されるとともに、災害時の際の養育・支援を継続するために必要な対策や子ども及び職員の安否確認の方法などについて検討が必要と認められる。さらには、法人内の関係施設との連携は当然のことであるが、地域住民(自治会等)と連携した防災計画及び協力体制の整備が望まれる。</p>		

### III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。</p> <p>生活支援マニュアルが職員全体のグループワークを取り入れて平成30年8月に作成されている。マニュアルは、本館全体、幼児遅番・早番、グループケア、地域小規模と分けられて整備されている。また、みちのく・みどり学園として養護要領の文書化を現在進めている状況であり、この要領の中に組織としての姿勢や方針も示され、権利擁護及びプライバシー保護の考え方をふまえた子どもを中心にしたマニュアルが整備される予定である。現在の生活支援マニュアルなど各種マニュアルにおいては、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢の明示など検討の余地があるので、今後の養護要領の整備と併せた検討に期待したい。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>生活支援マニュアルが平成30年8月に策定されたところである。策定され間もない状況であり、マニュアルが仕組みとして機能しているのか確認できる状況ではない。今後の検証と評価に期待したい。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>自立支援計画策定要領に基づき、手順をおって計画策定、評価・見直し、記録が進められている。また、自立支援計画は、児童相談所とも連携を図り、子どもや保護者の意向も反映させて策定している。ただし、職員の経験に頼る部分や担当職員のアセスメントが適格であるのかの判断についての検証などについては課題が散見される。短期間で簡単に解決できる課題でなく長い目で継続的にスキル向上を目指す取組に期待したい。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>定期的に自立支援計画の評価・見直しは、自立支援計画策定要領に基づき、評価・見直し、ケース会議が計画的に実施され、職員への周知も図られている。また、自立支援計画の緊急的な変更についても対応できる仕組みが構築されている。ただし、前の項目とも関連するが適正的確な評価・見直しを実施しているかについては、更なる検討や研修が必要と認められる。</p>		
III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>児童養護施設向け児童支援記録システム「すこやか日誌」を導入し、日々の記録や職員間の情報共有が図られている。ただし、すこやか日誌を導入後、全職員が使いこなすまでには至っていない状況があること、特に記録内容の書き方に差異が認められる。職員間の記録に差異が生じないような工夫や検討、職員研修の企画実施が期待される。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>個人情報取り扱い及びパソコン取り扱いマニュアル(平成24年4月策定)に基づき管理体制が整備されている。ただし、現在のマニュアルが平成24年に策定されていることから、内容の見直しを含め検討することが必要と認められる。また、記録の管理等について個人情報保護の観点から、職員への教育及び研修の企画実施が期待される。</p>		

## A-1 子どもの権利擁護、再残の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。  「人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項」「性的虐待防止のための点検事項」を整備しており、年4期にわたり、自己チェックを行う仕組みが整えられ、権利侵害の防止と発見する仕組みが整えられている。「被措置児童虐待防止及び被措置児童虐待発生時対応マニュアル」を作成し、職員の理解が図られている。特に年2回、施設内研修で読み合わせを行い、職員間での周知・徹底を図っている。同マニュアルには「被措置児童虐待発生(発見・相談)時の連絡フローチャート」も記載されており、虐待等の権利侵害の発見・相談時の対応が明確になっている。また、岩手県児童養護施設協議会が主催した「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」に参加するなど、外部の研修にも積極的に参加し、研修の成果を施設内で共有する仕組みが整えられている。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。  「生活のしおり」のファイルを用いて、春休みや夏休みなど長期休業期間を利用し、年に2回、子ども達が生活の中で保障される様々な権利についてわかりやすく説明している。また、CAP岩手の資料を使い、子どもとともに職員もワークショップを行うなど、職員と子どもたちが話し合う機会を持っている。また、個人日誌の内容から、当施設では日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を行っていること、さらに職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが確認できる。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		第三者評価結果
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。  「個人日誌」や「連絡・面談記録」から必要なケースについては職員間で協議を行い、関係機関なども含めて連携していることが確認できるが、こうした振り返りの取組は施設におけるこれまでの慣習であり、マニュアル等の明文化はされていない。また、子どもの成長については、「すこやか日誌」の機能を使って作成し始めており、写真などの記録は残しているが、時間の関係ですべての子どもに対してアルバムのように整理することはできていない。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		第三者評価結果
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。  「人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項」、「性的虐待防止のための点検事項」を用いて年に4期、職員各自で点検する体制が整えられている。建物構造上、死角になりやすい部分は職員が意識的に巡回しており、また死角部分は特に丁寧に清掃を行うなど、施設内における子ども同士の不適切な関わりの防止に取り組んでいる。職員と子どものメールなどのやりとりは内容を「子ども職員通信等報告」として書面に残し、会議で確認・共有している。被措置児童等虐待対応ガイドラインについては、みちのく・みどり学園運営方針に関連する内容が記述されており、年度初めに職員で確認する仕組みとなっている。</p>		
A-1-(5) 子どもへの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。  子どもは「四葉会」、「牧草会」といった各委員会に所属している。また年2回、「こども総会」を開催し、自分たちの生活における問題や課題について、主体的に取り組める環境が整えられている。余暇の過ごし方に関して、外出カードを使って外出の管理を行っている。施設内におけるテレビゲームに関する時間・決まりごとは文書化し、子どもたちの目に着くところに貼られている。子どもの金銭管理については、子どもが各自「お小遣い帳」を用意し、個別の状況に応じて工夫しながら金銭管理を支援している。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>評価者コメント6</p> <p>子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p> <p>子どもの意向に応じて、入所に伴う転校はせず、入所後も以前から通っていた学校にそのまま通学する事例が過去にあったことからわかるとおり、子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。「みちのく・みどり学園入園のしおり」を用いて、入所時には不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。個人日誌の記述内容から、家庭復帰に当たり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう支援を行っていることが確認できる。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント7</p> <p>子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p> <p>個人日誌の記録から、子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っていること、退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援を行っていること、退所後の児童について行政機関や福祉関係団体と連携を図りながらアフターケアを行っていることが確認できる。また、自立支援計画からも退所後の生活を想定した支援を行っていることが読み取れた。退所する児童に対して「食のおたすけブック」を配付・説明し、買い物、調理等「食」の部分の自立支援を行っている。同様に「困った時のそらまめガイド」も配付し、一人暮らしや働くこと、自身の身体について説明し、必要な社会資源の紹介も行っている。場合によっては自立援助ホームも活用している。ホームページを更新し、行事の情報を載せることで、退所者が集まり交流する機会を提供している。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>評価者コメント8</p> <p>子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p> <p>施設内にアンビュースネットワークチーム(ANT)をつくり、個別の状況と対応についてANT会議を開催し検討・情報の共有を行っている。ANT会議資料や個人日誌より、子ども個人の状況に応じ子どもの意見を聞きながら、画一的な支援にならないように、職員間でも専門職を交えて連携して支援していることが確認できる。毎月行う施設内研修で子どもの行動や理解を深めている。また、支援者のコミュニケーションスキルの向上など、支援者としてのスキルアップも施設内研修を通じて行っている。てんかんなどの持病がある子どもへの生活支援と対応については、明文化されており、職員間で共有している。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>評価者コメント9</p> <p>基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>平成29年4月に地域小規模児童養護施設を開所するなど、小規模児童養護施設を3か所、小規模グループケアを2か所所有し、施設の小規模化及び個別化を進めている。本体施設においても一部屋あたりの人数を減らす、カーテンでプライベートスペースを確保するなどの工夫を行い、子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすように努めている。「安心・安全に生活するためのルール」を作成しており、子ども一人ひとりの生活の安心と安全、プライバシーを守るためのルールが明文化されている。また、誕生会の外食など、身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に個別対応できる体制となっていることが確認できる。さらに、職員が子どもたちと個別に関わる時間を作れるよう、勤務時間を朝と夜に集中させるなどの工夫を行っている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分ではない。</p> <p>「みちのくみどり学園職員の基本姿勢」により、「1. 職員は子どもの個性を理解し、頭から否定しないこと。」「2. 子どもの抱える困難や問題は似たようであっても同じ問題は存在しない、とする考え方が必要であり偏見や先入観で援助してはいけないこと。」「3. 職員は子どもの考えや感情を自由に表現できるように働きかけなければならない。子どもの感情表現を大切に扱うこと。」「4. 子どもが著した感情を受容・共感的に受け止めなければならないこと。」「5. 職員は子ども自身が決定できるように援助していくこと。」「6. 職員は子どもの安心安全な生活を守るためには、信頼関係の下に子どもの言動やプライバシーを尊重すること。」などが明文化され、実践している。しかし、職員が子どもを十分に掌握、援助できるような、ゆとりのある職員配置ができておらず、不測の事態への対応等、人員不足に起因する課題が残るため、今後の体制整備も含めた更なる取組に期待する。</p>		

A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>評価者コメント11          発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。          アセスメントシートにより発達の課題等を整理した後、自立支援計画に反映させ、支援を行っていることが「自立支援計画」から確認できる。平日の夕方、学習支援ボランティア2名が来園し、子どもの発達に合わせた学習支援が行われている。同様に毎週土曜日に学生ボランティアが来園するなど、地域の社会資源を活用している。また、子どものニーズ・要望にも可能な限り応える環境が整えられており、現に、子どもからの要望でバスケットゴールや卓球台を設置した実績がある。「幼稚園の入園に関わる資料」より、子どもを幼稚園に通わせていることが把握できる。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>評価者コメント12          生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。          「生活のしおりファイル」を用いて生活する上での規範等、守るべき約束の確認を子どもたちとしている。日常生活における場面に加え、年2回行われる「子ども会総会」において施設内のルール等の規範について子どもと職員と一緒に考える機会が確保されている。また、夏祭り等の地域の行事に参加している。さらに、春の予防週間などで地域の消防とともに町内を歩き「火の用心」を呼びかけている活動を以前より行っている。「Wi-Fiの使用について」の文書を作成し、施設内におけるインターネットの使用に関するルールが明文化され、子どもたちに周知されている。このほか、携帯電話会社から講師を招き「スマホ・携帯安全教室」を開催し、携帯電話を持っている子どもに対しては使用上の注意事項等を周知している。</p>		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>評価者コメント13          おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。          食事を通して家庭の温かさを共感し、調理を含む食体験を重ねることにより自立支援を図ることを支援目標とした「給食部支援計画」を毎年度作成し、食に関する支援に必要な項目と主な支援内容について明文化し、職員間で共有している。「調理活動報告書」から基礎的な調理技術を習得できるように食事をつくる機会を設けていることが確認できる。食に関して子ども達に毎年嗜好調査を行い、子どもの嗜好を把握し、献立に反映させている。また、アンケートを基に子どもが苦手な食べ物を把握し、味付けを変えたり、細かく切ったりするなどの工夫を凝らしている。施設の小規模化に伴い、一斉に食事をとる子どもの数が減り、職員と子どものコミュニケーションが以前と比べてよりやすくなった。</p>		
A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>評価者コメント14          衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。          施設の小型化に伴い、子どもと向き合う時間が増えたことで、以前と比べてTPOや子どもの好みにあった衣服を着ることができるようになった。「生活のしおり」において衣類について自分で好きなものを買うことができること、学年ごとに一年間で使える金額が決まっていること、中学生・高校生は許可を得て自分で外出して衣類を買うことができるが、小学生は職員と一緒に買い物に行くこと等が明示され、実践されている。</p>		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>評価者コメント15          居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。          「安心・安全に生活するためのルール」を策定し、施設での子ども一人ひとりの生活の安心と安全を守るための環境が整えられている。以前と比べ本施設も小規模化が進み、カーテン等で仕切ることで個人のスペースをより確保しやすい環境となった。個人の空間において衣装ケースなどの家具や装飾は子どもの好みも反映されていることが確認できた。同様に、汚れや破損箇所においても適時修繕を行っていること、建物内において構造上死角になりやすい箇所に関しては、より丁寧に清掃を行うことで対応していることが、施設内見学を通じて確認できた。</p>		



<b>A-2-(5) 健康と安全</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント16</p> <p>一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p> <p>ニーズのある子どもに対しては、それぞれ文書で対応方法を明文化している。例えば、「てんかん発作時の対応について」では、フローチャートを個別に作成している。また、「生活支援とてんかん発作時の対応について」では、食事や服薬、検温などの生活支援についても明文化し、職員の対応の標準化を図っている。「病弱児の対応について」や「食物アレルギー」などのテーマで施設内研修を行い、職員間で医療や健康をテーマに学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。また、隣接することも病院などから定期的に嘱託医に相談を行える環境が整えられている。</p>		
<b>A-2-(6) 性に関する教育</b>		第三者評価結果
A⑰	<b>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント17</p> <p>他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。</p> <p>岩手県福祉総合相談センターから講師を招き、施設内研修で「幼児の性的問題行動対応について」をテーマに取り上げ、職員間で学習する機会を設けている。他にも平成29年には外部講師を招き「性教育＝生きるための教育について」、「性問題行動について」の施設内研修を行った実績がある。また、外部の研修にも積極的に職員を派遣し、学習する機会を確保していることが「復命書」から確認できる。毎年度「健康学習計画」を策定し、男女交際や性に関する支援について、目標と支援内容について明確にしている。子どもに対しても「恋愛・交際について」とする文書を明示し、周知している。なお、性についての正しい知識・関心が持てるようなカリキュラムの整備については十分ではないため、今後、子どもの年齢や発達の状況に応じたカリキュラムの検討が望まれる。</p>		
<b>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</b>		第三者評価結果
A⑱	<b>A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント18</p> <p>子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分ではない。</p> <p>子どもに対して「アンダーコントロールトレーニング」のワークショップを複数回実施している。「新任職員研修」の文書から、新人職員には問題行動に対する背景が理解できるように研修を行っていることが確認できる。「アブユースネットワークチーム会議」の議事録で、子どもの行動上の問題に対して適切に対応し、さらに職員の無力感等への配慮を行っていることが確認できる。児童相談所のケースワーカーとは月に1回、連絡・相談・協議できる環境が整えられている。また、朝の申し送りの場で行動上の問題があった場合、対応を検討する環境が整えられている。しかし、施設としての不適応行動の対応の軸を現在構築中であるため、今後の取組に期待したい。</p>		
A⑲	<b>A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント19</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p> <p>児童相談所とは月1回、対応等に関して相談・協議する環境が整えられている。子ども間の暴力、いじめなどは月に1回開催されるヒヤリハット委員会で情報の共有と対応が検討された後、月に1回行われる全体会議にても共有され、未然防止や、問題が大きくなるように対応している。また、「個人日誌」から子どもの不適切な行動に対しては、少年サポートセンター等の専門機関と連携しながら対応していることが確認できる。また、生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮し、決定されている。専門家からのスーパーバイズを受け、助言を得られる環境も整えられていることが「SV報告書」から確認できる。</p>		
<b>A-2-(8) 心理的ケア</b>		第三者評価結果
A⑳	<b>A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント20</p> <p>心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>心理療法士を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。また、心理療法士を外部の研修に参加させていることが「復命書」から確認できる。「心理療法実施計画」から、児童相談所と連携し、対象となる子どもの心理療法を行っていることが確認できる。施設内においても、心理療法士が子どもと定期面談を行っていることが記録から確認できる。心理療法士を中心に、施設内においてはアブユースネットワークチーム、法人内ではことりさわ学園やこども病院、さらには児童相談所と連携を取りながら心理療法プログラムの構築を目指しているが、現状としては心理療法プログラムの策定が不十分であるため、今後の取組に期待する。</p>		

<b>A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等</b>		<b>第三者評価結果</b>
A⑳	<b>A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント21  学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。  アセスメントシートにより子どもの発達課題等を整理した後、自立支援計画に反映させ、支援を行っていることが「自立支援計画」から確認できる。平日の夕方、学習支援ボランティア2名が来園し、子どもの発達に合わせた学習支援が行われていることが「みちのくみどり学園 学習ボランティア 打ち合わせ会」の資料から確認できる。同様に毎週土曜日に学生ボランティアが来園するなど、地域の社会資源を活用している。必要に応じて家庭教師も活用しており、子どもの状況に応じた支援となっている。</p>		
A㉑	<b>A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント22  子どもが進路の自己決定をできるように支援している。  進路・進学を考えて高校のオープンスクールに子どもを参加させている。「社会人一年生スタート応援助成」や公益財団法人の「修学助成金申請要項」、「財団奨学金制度」など各種助成について子どもに情報提供し、就職や大学進学について子どもに説明を行っている。また、職場実習も行っており、これら自己決定につながる必要な情報を子どもたちに伝え、説明していることが確認できる。</p>		
A㉒	<b>A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント23  職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。  子どもの意向に沿って、職場実習やアルバイトを体験させている。また、必要に応じて自動車免許を取得させている。「自立支援計画票」においても、子どもの将来の自立を見据えて、資格取得やアルバイトなどを通じて社会体験を身に付けていくことが支援目標として明示され、自立に向けて計画的な準備・支援が行われていることが確認できる。</p>		
<b>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</b>		<b>第三者評価結果</b>
A㉓	<b>A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント24  施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。  「アビュースネットワークチーム会議運営計画」及び「里親支援専門相談員活動計画」において、家庭支援専門相談員の目的及び役割が明確になっている。「家庭支援専門相談員支援計画」において、施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立していることが確認できる。「平成30年度夏季帰省等実施」において、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。さらに、一時帰省を実施するときは、日程の調整のみならず、本人の様子や家族の状況も確認しながら全体的な家庭調整を行っていること、外出や一時帰宅後の子どもの様子を確認し、共有していることが日誌や記録から確認できる。</p>		
<b>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</b>		<b>第三者評価結果</b>
A㉔	<b>A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント25  親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。  「個人日誌」より、毎月1回ペアレントトレーニングを児童相談所と連携して行い、家族支援に取り組んでいることが確認できる。「アビュースネットワークチーム会議」の資料により、家族の再統合に向けたケースについては、専門職や関係機関も交えて支援会議を行い、職員間で共有されていることが確認できる。「遊びの家」を活用して宿泊体験などの親子交流を通じ、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいることが「日時記録」により確認できる。</p>		